

出張ハローワーク！ひとり親全カサポートキャンペーン 概要

現状

- 都道府県労働局・ハローワークでは、地方自治体との協定等に基づく連携を基盤に、生活保護受給者、児童扶養手当受給者、生活困窮者等の就労による自立を支援する事業（生活保護受給者等就労自立促進事業）を行っている。
- このほか、希望する地方自治体において、国が行う無料職業紹介等と地方自治体が行う業務をワンストップで一体的に実施する国と地方自治体の連携事業である「一体的実施事業」も行っている。

課題

- 「生活保護受給者等就労自立促進事業」の支援対象者とするには、地方自治体からのハローワークへの送り出し（支援要請）が必要。
- しかし、児童扶養手当受給者については、地方自治体へ定期的に出向く機会がないため、本事業への誘導が難しい。

対応

※平成27年度より実施

8月の現況届にあわせた児童扶養手当受給者の「生活保護受給者等就労自立促進事業」への誘導の取組を「出張ハローワーク！ひとり親全カサポートキャンペーン」と銘打ち、重点的な取組を展開する。

- 地方自治体にハローワークの臨時相談窓口を設置し、誘導を強化。
- ハローワークの常設窓口が設置されている地方自治体では、常設窓口への誘導を強化。
- 地方自治体からの郵送物に周知チラシを同封してもらう等、集中的に配布し広報。

取組状況

- ・臨時相談窓口の設置件数 764か所 ※令和4年度
- ・生活保護受給者等（児童扶養手当受給者も含む）を対象にした一体的施設（常設窓口）
: 216拠点 ※令和5年4月時点